



札幌管第 1372 号

平成 23 年(2011 年)12 月 20 日

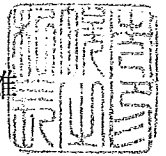
社団法人 北海道ビルメンテナンス協会

会長 山田 春雄 様

社団法人 北海道ビルメンテナンス協会

札幌地区協議会 会長 川口 孝志 様

札幌市長 上田 文雄



「公契約条例制定」に関する公開質問および提言について(回答)

平成 23 年 11 月 28 日付で提出のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「公契約条例制定」に関する公開質問および提言への回答について

質問	回答
I 懸念される問題点と質問 1 対象業務等について (1) 指定管理者についても条例の対象となるようですが、全ての施設を対象とするのか、適用対象とする範囲は予定価格に代えて管理費等の支出金額をもって限定するのか、ご説明願います。また、公募・非公募となっている施設を含め、現在、管理運営が行われている施設に条例を適用する場合、指定管理費の変更をどのように行い、清掃などの業務委託されている契約金額の変更をどのように担保していくのか、ご説明願います。さらに、条例施行後に指定管理者の選定が行われる施設について、条例の遵守を評価項目に加えられるのかもお示し願います。 (2) 設備管理業務や清掃・設備管理・警備業務などを含む総合管理業務も予定価格が一定金額以上のものは条例の対象になるのか、また、対象となる場合には、現在設定のない最低制限価格を清掃・警備と同様に設定するお考えなのかご説明願います。対象としない場合は、工事技術者は対象となるのに設備管理業務などに従事する技術者を対象としない理由をご説明願います。	1 (1) 指定管理者はすべての施設について、条例施行後に協定を締結する施設から対象にする予定です。また、条例の遵守を評価項目に加えるかどうかについては、今後検討してまいります。 (2) 予定価格が 1,000 万円以上の設備運転監視業務や清掃・設備運転監視・警備業などを含む総合管理業務も対象とする方向で検討しています。 また、最低制限価格も設定する方向で検討しています。
2 設定賃金について (1) 設定賃金について、条例上の考え方、その根拠及び金額水準についての考え方をお示し願います。 (2) 対象の業務及び工事（以下、対象業務）は、予定価格により区分されるようですが、札幌市全体においては、市の対象外業務のみならず国、道並びに民間の同様の業務及び工事（以下、対象外業務）もあり、総体に比しその効果はきわめて限定的であると思われますが、どのように判断されているのか、ご説明願います。	2 (1) 札幌市の清掃、警備等の業務の積算は、「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務労務単価」に基づき行っていることから、同労務単価を基準にすることが適当と考えております。また、具体的な下限額については、経営者、労働者の関係者を含む審議会で具体的に審議いただくことになっており、これを参考にして決定する予定です。 (2) 公契約条例は市の発注業務を対象にしており、清掃などの条例対象の 3 業務については、平成 22 年度の契約金額ベースで約 70 % を占めており、一定の効果があると考えています。

(3) 予定価格により対象業務と市の対象外業務を区分した場合、積算及び落札額の根拠となる労務費単価の下限値が異なることになり、個々の入札ではなく、市が行う入札全体としての公平性を欠くことになり、制度として矛盾を生じると思われますが、いかがお考えか、お示し願います。 (4) 対象外業務の施設で対象業務と同様の仕事に携わる従事者との間に賃金格差を生じさせ、新たな労使問題さえ引き起こしかねないことが懸念されますが、どのように判断され、またその説明責任をどのように果たされるのか、お示し願います。 (5) 対象業務において、最低賃金以上を支払っても条例違反である場合は、罰則が科せられますが、最低賃金法との整合性の問題について、どのようなお考えか、お示し願います。 (6) 下請け業者にまで支払を義務付けるようですが、民間同士の契約まで条例を適用し、規制することができるのかご見解をお示し願います。 (7) 条例とは別に最低制限価格率の引き上げを、ご検討いただいておりますが、市の公表している「建築物保全業務積算基準」と「労務単価」に基づく積算では、従事者の技術能力ごとに最賃以上の賃金が設定されており、率を予定価格の90%以上とした場合、十分に公契約労働者の賃金確保と生活保護費以上の賃金になると思われますが、あえて条例で規制しなければならないのはなぜか、ご見解をご説明願います。	(3) 積算に使用する労務単価については、予定価格（条例対象であるか否か）に関わらず同じ単価になるものです。 (4) 市発注の条例対象外の契約についても、条例対象契約と同様に最低制限価格の設定により、必要な受注額は確保されるものと考えており、ただちに、賃金格差につながるものではないと考えております。 また、民間施設における受注金額との差異については、税金を原資とする市の業務は、公共サービスに係る事業の品質確保を図ることができる金額で発注を行い、一方、民間施設においては、各々の要求水準に応じた発注をしているものであることから、その受注金額に差異が生じるとしても、やむを得ないものと考えています。 (5) 平成21年3月6日付の国会答弁書において、公契約条例は、地域一律に最低賃金を定めるものでないことから、最低賃金法上問題ないとの解釈があり、違法性はないものと考えています。 (6) 条例は契約の相手方に義務を課すものであり、受注者とは一定賃金額を支払うことを合意のうえで、契約を締結するものです。したがって、民間同士の契約に介入、規制するものではないと考えています。 (7) 労働者の労働環境の確保を図るためには、実効性の観点から、条例という形が、よりふさわしいと考えています。なお、最低制限価格の引き上げ率については、現在、検討しているところです。
3 予定価格及び落札金額について (1) 予定価格の予算措置および落札の決定方法が、現状明確にされていませんが、支払可能な額以上での落札価格の保障はなされるのか、お示し願います。	3 (1) 条例施行も視野に入れながら、最低制限価格の引き上げについて、平成24年4月当初の契約から反映できるよう検討を行っています。また、それに伴う予算措置に努めてまいります。

(2) WTO 物件は、すべてが対象の業務及び工事となり、最低制限価格は設定できないこととなりますが、落札価格の保障は、どのようになされるのか、ご説明願います。 (3) 積算される予定価格が増嵩すると想定されますが、一方で民間契約額以上のケースが生じることが懸念され、納税者に対して納得のいく説明を、どのようにされるのか、お示し願います。 (4) 現行の入札では、区役所の清掃や駐車場整理業務等のように、同程度の規模の同様施設、同様仕様の業務において、予定価格が異なっている事例がありますが、条例が制定された場合、予定価格は対象外業務も含めすべてが、公平かつ正確に積算される必要があります。どのような審査を行うのか、ご説明願います。 (5) 条例が実施された場合、審査量は膨大になると思われ、特に年間契約となる清掃及び施設警備業務は、2～3月期に集中して入札が行われますが、審査体制の整備と予算措置についてお示し願います。	(2) WTO 案件については、低入札価格調査の適用となりますが、条例で定める一定金額以上の賃金を支払うことを前提に、入札に参加いただくことになると考えています。 (3) 地方自治法で最小の経費で最大の効果を上げることが、自治体の責務として規定されていますが、条例により、労働者の労働環境の確保を通じて事業の品質の確保を図るという政策目的のため経費を要するとしても、議会の合意の上で支出できるものと考えています。 (4) (5) 積算基準等に基づき適正な積算を行うよう発注担当課所に周知徹底を図ってまいります。また、条例の履行状況については適正に確認してまいります。
4 提供役務サービスの質の向上について (1) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項において「契約の履行の確保」のため必要な監督又は検査を実施し、質は確保されていることになっていますが、現状清掃および警備業務を評価しうる検査の実施は、難しい旨のご回答をいただいております。条例施行後の評価は、どのようになされるのか、ご説明願います。 (2) 今までの検査による判断は、間違いであることとなるのでしょうか？間違いと判断された場合には、さかのぼって契約に基づくペナルティは科せられることになるのか、ご説明願います。 (3) 現行入札では、履行確保のため業務内訳書に加え、関係法令等の遵守の誓約書を提出しておりますが、ほとんどの業務において日報等の報告書のみによる確認しかなされておりません。対象外業務を含め公平な確認方法を説明願います。	4 (1) 清掃・警備については、施設の実状に精通している施設管理課所で発注・検査することが適当であると考えており、条例施行後におきましても、共通の基準を設け、評価することは難しいものと考えます。 (2) 要求水準に達していなかった業務はないものと考えています。 (3) 関係法令遵守の確認については、一部の業務で実施していますが、その対象や方法については、今後とも検討していきます。なお、法令等の違反が認められた場合にはペナルティを課することになります。

5 経営安定化について 現在の低価格競争、民間ユーザーからの料金の引下げ要求などが横行する中で、一方では毎年ように大幅な最低賃金の引上げが実施される非常に厳しい経営環境下であって、私ども業界は労働関係法令等を遵守しながら、企業努力を続けてまいりました。 一部の公契約対象業務に従事する従業員の賃金のみの確保とその見直しでは、パート従業員が増加するなど雇用条件が悪化することになり、一人当たりの従業員の所得が低下する結果となる懸念があります。 業界全体の安定的な雇用の確保どころか経営の維持・安定化は難しくなり、生活保護世帯の増加に波及する懸念がありますが、こうした影響についてどのようにお考えか、ご説明願います。	5 公契約条例は、適正な賃金を確保することにより事業の品質の確保を図るものであり、市が発注する業務に従事する労働者の雇用条件が悪化につながるものとは考えておりません。 また、一定額以上の賃金が支払われることを前提とした入札が行われることとなり、そのために最低制限価格の引き上げを検討しているところです。
II 条例によらない改善についての提言 当協会としては、要望書の内容に沿って現行入札制度の運用基準を改善し、適正に実施することにより、新たに公契約条例を制定するまでもなく、札幌市の目的とする従業員の労働環境の改善、提供役務サービスの質の確保、ひいては経営の改善及び安定化が図られ、公正公平で総合的な実現が可能となると思料し提言します。 ご検討の上、ご回答よろしくお願いします。 要望書の実現により見込める改善内容 (1) 予定価格決定方法の周知徹底 ① 建築物保全業務積算基準と労務単価による積算による予定価格は、公正かつ公平で民間契約との整合性がとれます。 ② 作業員の技術水準を反映した賃金構成となり、不当な賃金格差も生じません。 ③ 法定福利費等も適正に反映されるため、法的な労働環境全般の改善が期待できます。 (2) 最低制限価格率の引上げ ① 設備管理業務を含むすべてのビルメンテナンス業務を最低制限価格の設定の対象とすることにより、公平と不良・不適格業者の排除が図られます。 ② 最低制限価格率を 90%以上とすることで、賃金の引上げとパートから日勤者へ	公契約条例は、税金を原資として札幌市が発注する業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図るうえで必要であると考えております。 また、入札制度の見直しについては、さまざまな要素を総合的に勘案しながら、必要に応じて行ってまいりたいと考えています。

の雇用形態移行など労働条件の改善も期待できます。

③ (1) の②③の効果がより期待できます。

(3) 履行要件の制限の強化と厳正なる実施

① 履行要件として、配置従業員における最底賃金をはじめとする関係法令遵守のために証拠書類の提出を求めることで、法的な労働環境全般の確保が期待できます。

② 不良不適格業者の入札参加抑制が期待でき、ダンピング防止、より公正かつ公平な入札および提供業務の質の確保も期待できます。

(4) 履行要件確保のため業務計画書等提出の義務化

労働関係法令、業務関係法令の遵守及び

(3) ②の効果が、より期待できます。

(5) 検査・評価の実施

提供業務の質の確保を求めることにより、不良・不適格業者の排除が期待できます。

(6) 複数年契約

① 要求水準以上の業務の質の向上が期待できます。

② 経営および雇用の安定化が期待できます。